

天保期における幕府代官の廻状伝達

—下総国葛飾郡上金崎村「御用留」を中心に—

兼 子 順

はじめに

江戸時代の村方文書の基本帳簿の一つに「御用留」がある。「御用留」は、領主から村に通達された廻状や、村から領主に提出した願書などを、村役人が書き留めた帳簿である。控の帳簿のため、様式や記載内容は各村により様々である。

「御用留」の性格については、すでに森安彦氏の研究¹⁾があり、江戸周辺の関東諸村における「御用留」の成立時期を享保期とし、組合村の編成により伝達の徹底を計ったところに成立の必然があったとしている。

荻生徂徠が八代将軍徳川吉宗の諮問に応じて著した『政談』のなかで、「留帳」の重要性を述べ、とくに新役人にとっての有効性を論じている²⁾。享保期には幕府においても、機構変革のなかでの記録整理とその引継の必要性が生じていたといえる。

各村に残る「御用留」をみると、記載内容は法令・達などのほか、年貢・諸役・夫食拝借・助郷・用水・普請・鷹場・農耕に関する廻状、村からの願届、訴訟や係争に関する記録、近村役人との相互文書を控えたものなど多岐にわたる。

そのため、「御用留」は、その村に関することばかりでなく、周辺地域のこと、また幕府の農村政策を具体的に知ることができる、貴重な歴史資料といえる。

近年、自治体史の編さんのなかで、「御用留」が翻刻され刊行されることが多くなった。しかし、資料1点が大部のため、残存している点数からみると、翻刻され利用できる割合はそのうちの極わずかの部分とならざるをえないのが実情である。

これら翻刻された「御用留」や文書館・資料館等で閲覧できる「御用留」を利用しながら、「御用留」の中に記録された大量情報をどのように整理し、どう共有化していくのか、今後の近世史研究の課題であろう。

本稿では、埼玉県立文書館保管の文書のなかで「御用留」の残存状況が最もよい土生津家文書³⁾を

利用し、幕府代官からの廻状を中心にその内容を整理し報告したい。なお、対象とする時期は、今後の比較検討を考えて「御用留」の研究が進んでいる天保期とした⁴⁾。

I 上金崎村土生津家と「御用留」

土生津家のある上金崎村（現庄和町）は、下総国葛飾郡の北部に位置し、村の東に江戸川が流れ、西に庄内古川が流れている。延宝2年（1624）に金崎村から分村して成立し、幕府直轄領となった。元禄10年（1697）に村高540石余のうち270石余が旗本松波六右衛門の知行所となり、残り270石余はそのまま幕府直轄領として、明治維新にいたっている。

そして、土生津家は、この上金崎村の幕府直轄領の名主を享保期から代々勤めた家で、現在まで古文書を多数保存してきた。享保18年（1733）12月に土生津家初代の六郎右衛門が、上金崎村幕府直轄領の名主忠左衛門から田地・名主役・水帳等書類を引き継ぎ、その後代々名主を勤めている。また、金崎村新田は、金崎村と上金崎村両村の持添新田であるため、金崎村名主とともに同家が年番で名主を兼帯している。

なお、同家の文書には、享保以前のもものは少なく、割付状が数点あるだけである。

「御用留」についてみると、一部欠落している年もあるが、元文5年（1740）から明治2年（1869）までの107冊が残されている。

これら「御用留」は、1年分が1冊の簿冊にまとめられているものや、分冊になっているものがあり、また形態もいわゆる横長帳、縦帳、横半帳と様々である。その表題と形態を整理すると、表1となる。

元文5年から宝暦5年（1755）にかけてのものは、内容が川普請関係が中心であり、一般でいう「御用留」の内容になるのは宝暦6年になってからである。しかし、宝暦6年のように1年分が1冊にまとめられているものもあるが、宝暦7年のように正月

表1 土生津家「御用留」の表題と形態

() 内は文書番号

形態 表題	横長帳	縦帳	横半帳
御用覚帳	寛延4年正月(2610) 宝暦3年極月(1102) 宝暦10年正月(2538) 宝暦12年正月(3235) 宝暦13年正月(884) 明和2年4月(2667)		
御用帳	寛延4年7月(3436) 宝暦6年正月(2484) 宝暦7年正月(2617) 宝暦8年正月(2107) 宝暦9年正月(3229) 明和2年正月(2535) 天明4年9月(1166) 天明9年正月(2106) 寛政2年正月(1140) 天明3年正月(2621) 天明4年正月(3439) 天明5年11月(3250) 天明6年正月(3459) 天明13年正月(3435) 享和2年正月(1331)	安永5年極月(156) 安永6年6月(862) 文政2年正月(863) 文政3年正月(867) 文政4年正月(866) 文政5年正月(860)	
御用留覚帳	宝暦12年9月(3251) 安永8年正月(3447) 安永9年12月(3408) 安永10年正月(2111) 天明元年7月(2589) 天明2年正月(1098) 天明3年正月(6300) 天明4年正月(2620) 天明8年正月(3457) 寛政7年正月(2483) 寛政9年正月(2536) 寛政10年正月(1328) 寛政11年正月(3434) 寛政12年正月(1324) 享和3年正月(3460) 享和4年正月(3462) 文化2年正月(2104) 文化3年正月(1221)		
御用留帳		明和9年11月(189)	
御用留覚	天明2年11月(2537)		
御用控帳	文化4年正月(3505) 文化5年正月(1230) 文化6年正月(3446) 文化7年正月(2532) 文化8年正月(3394) 文化9年正月(3504) 文化10年正月(883) 文化11年正月(2112) 文化12年正月(2482)		
御用向控帳	文化13年正月(3115)		
御用日記帳	文化14年正月(2161) 文化15年正月(2103)		
御用留		文政7年正月(865) 文政8年(864)	文政11年正月(4472) 天保3年正月(4491) 天保7年正月(4490) 天保9年正月(4478) 天保13年正月(4483) 天保14年正月(4485) 弘化2年正月(4481) 弘化3年正月(4477) 嘉永3年正月(4480) 安政2年正月(4488) 安政3年正月(4496) 安政4年正月(4486) 安政5年正月(4463) 安政7年正月(4484) 万延2年正月(4482) 文久3年正月(4495) 元治2年正月(4466) 慶応2年正月(4464) 慶応3年正月(4497) 明治2年正月(4498)
表題不明	元文5年(3440) 元文6年(2098) 宝暦5年(2105) 宝暦7年9月(1317) 宝暦14年(2539) 天明5年(3655) 寛政元年5月(2614) 寛政4年12月(885) 寛政8年(1330)	安永3年7月(859) 文政6年(354)	文政9年(4473) 文政10年(4465) 文政12年(4467) 文政13年(4492) 天保2年(4493) 天保4年(4470) 天保5年(4475) 天保6年(4468) 天保10年(4469) 天保11年(4474) 天保12年(4476) 弘化4年(4489) 弘化5年(4471) 嘉永2年(4494) 嘉永4年(4479) 嘉永6年(4487)

から8月までと9月から12月までの2分冊になっているものもある。また、宝暦9年正月から10年4月までを1冊とし、10年4月から12月までを1冊として、年をまたがるものもある。表題は「宝暦九年正月 御用帳」と「宝暦十年正月吉日 御用覚帳」と記され、宝暦10年の最初に「四月迄ハ卯御用帳付置申候」と記している。その後もまちまちであるが、寛政6年(1794)からは1年1冊となり、数十丁の白紙を残している簿冊もめずらしくない。

表紙が欠落、あるいは磨滅し、不明なものもあるが、表題がはっきりしている最も古いものは、「寛延

四年正月吉日 御用覚帳」である。つぎが「寛延四年七月吉日 御用帳」で、同年のものにもかかわらず、表題に違いがある。その後も「御用留覚帳」「御用留帳」「御用控帳」などとまちまちに使用され、文政7年以降「御用留」に統一されている。

形態についてみると、横長帳が元文5年から文化15年(1818)にかけての時期にはほとんど使用され、安永3年(1774)から6年と明和9年(1772)、文政2年(1818)から8年にかけて縦帳がみえる。そして、文政9年以降は横半帳に統一される。

土生津家文書のなかにおいて、横長帳は、年貢取

表2 天保期の上金崎村「御用留」一覧

年	表題	始月日	終月日	記載丁数	廻状等数	うち代官 廻状数	形態	文書番号
天保2年	(減失)	正月27日	12月20日	120	80	15	横半帳	No.4493
3	御用留	正月7日	12月9日	147	98	16	横半帳	No.4491
4	(減失)	正月6日	10月29日	122	85	17	横半帳	No.4470
5	(減失)	2月4日	12月6日	102	75	15	横半帳	No.4475
6	(減失)	正月6日	12月19日	144	89	14	横半帳	No.4468
7	御用留	正月4日	12月21日	180	113	25	横半帳	No.4490
9	(減失)	正月2日	12月15日	167	145	24	横半帳	No.4478
10	(減失)	正月10日	12月13日	128	71	16	横半帳	No.4469
11	(減失)	正月6日	12月28日	159	137	18	横半帳	No.4474
12	(減失)	正月11日	12月24日	149	118	24	横半帳	No.4476
13	御用留	正月7日	12月17日	142	109	16	横半帳	No.4483
14	御用留	12月26日	12月10日	181	136	44	横半帳	No.4485

立帳、年貢勘定帳、村入用帳など、年貢や入用等の割当や取立のための帳簿に使用している。また、堅帳は、村明細帳、願書、書上帳、請証文、議定帳、人別帳、五人組帳、普請出来形帳など、役所へ提出する書類やその控に使用している。そして、横半帳は、年貢諸出銭納帳、伝馬雇出金請取帳、酒通帳など、改めて作成する帳簿でなく、その場で書留る性格の帳簿に使用している。

上金崎村の「御用留」の形態は、元文から文化期まで横長帳や堅帳がまじり、文政2年から8年まで堅帳となり、文政9年以降横半帳に統一される。はじめ村の年貢や普請負担などの記録として横長帳が使用され、その後、役所からの文書の記録として堅帳も使用されたと考えられる。そして、文政9年以降は廻状を書留る帳簿として横半帳が使用されるようになったのであろう。ただ、「御用留」は、他の横半帳の帳簿と違い、綴じ紐や外箱がついたものもあり、保存性も考慮した体裁になっている。

「御用留」の内容は、幕府役人・役所からの廻状をはじめとして、近隣の村役人等からの廻状、上金崎村から提出した願書の控など、主に公的な廻状・願書が月日順に記載されており、上金崎村の支配ばかりでなく、江戸川や庄内古川の御普請など維持管理についても知ることができる。

II 天保期の上金崎村「御用留」について

土生津家に残る天保期の上金崎村「御用留」は、天保8年(1837)と15年を除く、2年から14年までの12年分12冊である(表2)。形態はすべて横半帳の列帖装で、表紙の表題が減失して判読できない

表3 天保2年「御用留」にみる廻状の出所

出所	件数
幕府役人等	計 48
川崎平右衛門(上金崎村支配代官)	7
羽倉外記(上金崎村支配代官)	10
山田茂左衛門(金崎村新田支配代官)	10
御普請役	14
論所地改役・御普請役	2
関東取締出役	2
野廻関口金兵衛	1
伊奈半左衛門手代	2
近隣村役人等	計 25
榎村名主忠次郎	10
榎村忠次郎・上柳村林蔵	1
榎村名主忠次郎・下柳村藤左衛門 ・倉常村清右衛門	1
椿村	1
三組触頭	2
中島惣代	1
三組用水惣代	1
水防惣代	1
上柳村林蔵	1
下柳村平右衛門	2
金崎村伝左衛門	1
金崎村伝左衛門・榎村名主忠次郎	1
金崎村伝左衛門・立野村又兵衛	1
立野村小惣代	1
合計	73

ものがほとんどであるが、3年・7年・13年・14年には「御用留」とある。7年の「御用留」では、表紙に「丙申天保七年正月 御用留」、裏表紙に「土生津六郎右衛門」と記され、小口に「天保七年申正月」と年月が記されている。また、表紙に紐を付けて綴じられるようにされ、背にはさげられるように麻紐が付けられている。

天保期の「御用留」の内容をみると、記載された廻状等の件数は多い年で天保9年の145件、少ない年で10年の71件と、年によりかなり相違している。

表4 上金崎村・金崎村新田の支配代官の変遷

上金崎村		金崎村新田	
年代	代官名	年代	代官名
文政13年 天保2年 7月28日	川崎平右衛門 羽倉外記	文政7年	山田茂左衛門
天保11年 8月27日 天保12年閏正月28日 天保12年 3月28日 天保13年 9月 (天保13年10月18日 天保13年 12月28日 天保14年 6月28日	伊奈友之助当分預所 森親之助 伊奈友之助当分預所 伊奈友之助 伊奈友之助病死) 勝田次郎 平岡文次郎当分預所	天保10年 天保12年3月28日	中村八太夫・伊奈半左衛門立会当分預所 以後、上金崎村と同支配となる

具体的内容について天保2年の「御用留」を例にみてみよう。記載件数は80件で、うち①貯穀等の村に関係のある覚が3件、②村から代官等の幕府役人へ提出した願書・盗難届書の控が4件、③上金崎村へ宛てられた廻状が73件と全件数の約9割を占めている。さらに、③の廻状について出所別に整理すると、幕府役所・役人からの廻状の48件と、近隣の村役人・百姓からの廻状の25件に大きく分けられる(表3)。

幕府役所・役人からの廻状では、上金崎村の支配代官である川崎平右衛門(7月28日まで)と羽倉外記(同日以降)からの廻状、上金崎村新田の支配代官山田茂左衛門からの廻状、御普請役からの江戸川の普請・水防に関する廻状の点数が多い。その他に、上金崎村が鷹匠戸田五介支配の捉飼場に属していたため野廻関口金兵衛からの廻状、関東取締出役からの廻状、江戸川を流す御用木についての伊奈半左衛門手代からの川触等も含まれている。

一方、近隣村役人・百姓等からの廻状では、榎村名主忠次郎等からの廻状が最も多く、内容は庄内古川の普請や浚などに関するものである。他には、上金崎村が属していた寄場組合の立野村組合の大惣代立野村又兵衛や小惣代金崎村伝左衛門等からの廻状、年貢納入等のため上金崎村が近隣の幕府直轄領の水面・木崎・金崎・西親野井・上柳・下柳村の7ヵ村で組合を構成していた関係で上柳村や下柳村からの廻状もある。

天保2年の「御用留」に記載された廻状の内容をみると、支配代官の廻状を除き、その他の廻状の大多数は江戸川と庄内古川の普請・水防・浚・藻刈等に関するものであり、上金崎村の立地している地域

性を反映しているといえる。

天保2年以降の「御用留」においても記載内容等はほぼ同じ傾向といえる。ただ、江戸川等の出水があるとそれと関連して廻状は増えている。また、天保6年7月には日光道栗橋・中田両宿の当分助郷になったため、助郷関係の廻状もみられるようになる。

代官からの廻状には、天保期が飢饉・一揆等の社会不安が増加し、幕府の政治改革が行われた時期であるため、時代を反映して広範囲の内容の廻状が上金崎村に宛てて出されている。

III 代官役所からの廻状

天保期に上金崎村と金崎村新田を支配した代官は表4のとおりである。特に天保10年以降になると、異動が頻繁となり、数ヵ月から1年半程度で異動している。また、金崎村新田の支配は天保12年3月から上金崎村と同じ代官となっている。

天保期の「御用留」に記載されている代官役所からの廻状はこれら代官から出されたものであるが、1年間に出された数は表2にみるとおり、年によりかなり違いがある。件数の多い年は、上金崎村が凶作に見舞われた7年と9年、および天保の改革の始まった12年で、とくに多い年が改革の中止となった14年で44件の廻状が出されている。他の年は15件前後となっている。

代官からの廻状の内容をみると、性格はつぎの4つに分けられる。すなわち、①支配代官の交替や代官所の設置など、代官に直接関係する廻状、②幕府からの触を伝達する廻状、③定例的な年貢、普請などに関する廻状、④幕府の政策などにもとづく具体

的指示や調査等に関係する廻状、である。以下、この分類に従い内容をみていきたい。

1 代官関係の廻状

これには、代官の交替や死亡の際に出される廻状、交替にともなう新代官からの申渡、代官陣屋の設置に関する廻状である。

まず、支配代官の交替の際に出される廻状であるが、上金崎村では前述のとおり天保期に支配代官が数度交替しており、その交替の都度廻状が出されている。天保2年に川崎平右衛門からの羽倉外記に交替した時の廻状はつぎのとおりである。

資料1 (天保2年7月28日 川崎平右衛門)

其村々此度羽倉外記御代官所被仰付、今廿八日郷村引渡候条、得其意此廻状村下へ名主令請印、早々順達留り村より可相返もの也

卯七月廿八日 川崎平右衛門印

資料2 (天保2年7月28日 羽倉外記)

此度場所替ニ付其村々我等御代官所被仰付、今廿八日郷村請取候条、得其意且申渡御用向有之間、来月七日八日之内村役人之判取揃、吾人宛可罷出、尤遠村小村之分は申合可罷出候、此廻状村下令請印、早々順達留り村より可相返候、已上

卯七月廿八日 羽外記印

村の支配を引き渡す代官からの廻状と、請け取る代官からの廻状が同日付けで出されている。また、当分預所となる場合も同様の廻状が出されている。

資料3 (天保11年8月27日 羽倉外記)

其村々此度伊奈友之助別廉当分御預所被仰付、今廿七日郷村諸書物引渡候間、可得其意候、此廻状村下令請印、早々順達留り村より可相返候、以上

子八月廿七日 羽外記印

資料4 (天保11年8月27日 伊奈友之助)

其村々此度我等当分御預所被仰付、今廿七日羽倉外記より郷村請取候間、得其意御法度筋并前々被仰出候儀ハ先支配より申渡有之候通、弥堅相守申候、委細之儀は猶追々可申渡候、此廻状村下令請印、早々相廻し留り村より可相返もの也

子八月廿七日 伊友之助印

その後の廻状は「伊奈友之助役所」の名で出され、当分預所と代官所との区別はつかない。天保12年閏正月に森親之助に引渡した際の廻状はつぎのとおりである。

資料5 (天保12年閏正月28日 伊奈友之助)

其村々此度森親之助御代官所被仰付、今廿八日郷村諸書物引渡候間、可得其意候、此廻状村下令請印、早々順達留り村より可相返候、以上

丑閏正月廿八日 伊友之助

郷村の引継に関する廻状は、代官により若干の文言に相違があるが、同様な内容で伝達されている。なお、天保13年代官伊奈友之助の死亡に際しては、代官役所からつぎの廻状が出されている。

資料6 (天保13年10月18日 伊奈友之助元役所)

御代官去冬中より病氣之処、養生不被相叶今十八日寅上刻病死被致候、且追而及沙汰候迄は諸事は迄之通可相心得候、廻状村下へ令請印刻付を以早々相廻し、留り村より可相返候、以上

寅十月十八日 伊奈友之助元役所

この廻状が出された後、同年12月28日に勝田次郎に交替するまで、伊奈友之助元役所で支配していた。

資料7 (天保13年12月28日 伊奈官輔)

其村々亡父伊奈友之助御代官所ニ候処、此度勝田次郎御代官所被仰付、今廿八日郷村諸書物引渡候間、可得其意候、此廻状村下へ令請印、早々相廻し留り村より可相返もの也

寅十二月廿八日 伊奈官輔

一方、金崎村新田の支配代官についてみると、天保10年2月19日付けの廻状は山田茂左衛門役所から出され、翌3月26日の廻状では山田茂左衛門元役所の名称となっているので、交替があったはずであるが、交替の廻状が「御用留」には記載されていない。9月20日の廻状ではじめて「中村八太夫・伊奈半左衛門役所」の名称となる。上金崎村と比較して、土生津家が名主を兼帯する金崎村新田については、新田のため廻状が伝達されないのか、情報の記載が不十分である。天保12年3月28日に森親之助代官所から「此度支配所最寄替ニ付」として伊奈友之助当分預所に引渡された。引渡しがあり廻状がまわされた村は、下総国葛飾郡水角村・米崎村・新宿新田・下柳村・上柳村・金崎村・上金崎村である。この時、「中村八太夫様・伊奈半左衛門様立会当分当分御預

所村々三月廿八日伊奈友之助当分御預所ニ被仰付候村々扣、左之通」として、下総国葛飾郡西金野井村・金崎村・小平村・櫛村・吉妻村・中里村・丸井村・岡田村・東金野井村・尾崎村・谷津村・五木新田・木間ヶ瀬村の村名を記載しているが、引渡しの際状は記載していない。

つぎに、支配代官の異動に際して新代官から出される諸事についての申渡であるが、これはすべての代官から出されているものではない。申渡のあった代官は、天保12年閏正月に支配代官となった森親之助と、13年12月の勝田次郎、14年6月の平岡文次郎の3人だけで、他の代官の場合は「御用留」には記載が見られない。

森親之助の申渡を例にとりみてみよう。

資料8 (天保12年閏正月 森親之助)
申渡

其村々此度我等御代官所被仰付候間、得其意前々御法度之趣相守可申候、尤五人組前書年々小前江不洩様為続間、印形取之可差出事

- 一、農業を専出情いたし、田畑不荒様心掛、切添・切開・立出・荒地起返は勿論、其外先規より無謂高外紛敷地所作附可相成空地等有之候ハ、早々訴出改を請相応之御年貢可相納、若隠置後日相知候ハ、村役人共可為越度事
- 一、百姓共風俗愚敷怪敷筋聞候敷、博奕賭之諸勝負いたし候者有之候ハ、早々可申出事
- 一、御年貢米金銀納方之儀相触候日限通無遅滞急度上納可致候、於遅滞は急度答可申付事
- 一、御年貢皆済目録年々可相渡間、請取候ハ、目録之通小前不洩様披見為致、右皆済目録写江奥印を以一同披見承知之趣、小前入作之者迄連印之証文差出可申事

但、美濃紙帳面ニいたし、入作之分ハ何村より入作誰と肩書可認事

- 一、百姓共公事出入有之候而は村方困窮之基候間、常々村役人心付、右体之儀有之節は双方江異見差加へ、筋能為致和融内証ニ而可済、無抛子細有之候ハ、可訴出事
- 一、御普請所・自普請所共小破之内手入いたし、村役人共時々見廻り根固等心付、年数相保候様可致事
- 一、村入用之儀常々心付過分不懸様いたし、不正之儀無之様正路ニ勘定致、小前疑無之様可致事
- 一、御用ニ付我等并手附・手代廻村之節、先触之

外余計之人馬差出申間敷、尤休泊之村方ニ而は都而見苦敷分ハ不苦候間、取繕ケ間敷儀不致、勿論木錢米錢相渡候間、所有合之品を以一汁一菜之外馳走ケ間敷儀不致、水夫等ニ至迄費之人足差出申間敷事

- 一、掛役人ハ不及申足輕仲間小者ニ至迄、金銀米錢其外軽きものニ而も音物等決而致間敷、若右体之儀有之後日相頼候共、吟味之上急度可申付事

右之趣得其意、此帳面村役人写取、小前百姓共下人ニ至迄不洩様可申付候、以上

丑閏正月 森親之助

森親之助は天保12年閏正月28日に交替し、閏正月付けの九ヶ条からなる申渡を「森親之助」の名で出し、上金崎村では2月23日に名主・組頭・百姓代の連名で請書を提出している。

天保13年12月に支配代官になった勝田次郎の申渡もほぼ同様であるが、村入用についての記載が具体的に詳細になっている。

資料9 (天保14年正月 勝田次郎)
(前略)

- 一、村入用減方之儀ニ付而は、追々御沙汰之趣も有之候間厚差心得旧来仕来ニ候共費之儀は相省可申、別而検見其外御用筋ニ付村役人共寄合候節々飲食等いたし村入用ニ相立候場所も有之候由甚不可然事ニ候、自然右体之心得方村入用も不相減義は相聞候間、以来村役人共寄合候節は銘々手弁当ニ而罷出候様可致、其余都而右ニ准し村入用減少いたし、勘定合之儀は明白ニ取斗、小前之ものも疑無之様村入用帳へ納得印形取之、年々御役所江差出改請可申事
(後略)

また、14年6月の平岡文次郎の申渡は、森親之助と多少文言に相違はあるが、ほぼ同じ内容となっている。これらの申渡の内容をみると、『地方大概集』収録の「郷村請取たる上村方へ申渡書付」⁵⁾ともほぼ同様であり、代官独自のものではなく形式化したものであったといえる。

代官に直接関連する廻状として注目できるものは、天保13年10月の幕府からの代官在陣令⁶⁾にともなう、陣屋設置に関する次の廻状である。

資料10 (天保14年正月29日 勝田次郎)

此度就御趣意御代官支配所在陣之儀被仰渡候ニ付、陣屋之儀支配所中央ニ相当候下総国本宗道

村江取建候積を以、敷地等為見分近々出役之もの差出候条得其意、取建候入用之儀は郡中割出金ニも可相成、付而は御用弁其外品々申談候儀有之候間、郡中為惣代諸事心得居候もの一郡耆人程ツ、右見分先江差出候積申合置、本宗道村江日限通達次第罷出候様可致候、尤其節此もの惣代ニ相頼差出候段、村々連印之書付持参可致候、此廻状村下令請印刻付を以早々順達留村より可相返者也

卯正月廿九日 勝田次郎役所

代官在陣令が出された翌十四年正月に勝田次郎役所から出されたもので、下総国葛飾郡本宗道村(現茨城県千代川村)に代官陣屋を設置するにあたっての村への具体的な指示を知ることのできる興味深い資料といえる。

支配村々は、代官手代岡本弥一郎から2月13日に本宗道村へ呼出になり、米島村三郎左衛門と水角村勘五郎が出向き、陣屋取建入用その他について申渡しがあつた。2月19日には兩人から、相談のため21日に下柳村妙清寺に参会する旨の廻状が出されている。そして、願書が勝田次郎役所あてに出された。

資料11

乍恐以書付奉願上候

下総国葛飾郡左之村々名主・組頭・百姓代奉申上候、就 御趣意此度同国豊田郡本宗道村へ御陣屋御取建ニ付、郡中惣代之もの耆人可差出旨御廻状を以被仰触承知奉畏候、左候得は私共村々之儀も右御陣屋江御上納物は勿論御用向等相勤候儀ニも御座候哉、右本宗道村迄凡道法九里余も有之、道筋江戸川・中利根川・鬼怒川関東之大河三筋渡船道法江組入候得は凡十余里ニも相当、不時出水川留等も有之、急御用等之節は往返差支も有之候儀は歴然之儀と乍恐奉存、且私共村々之儀江戸川御関内ニ付一件掛り合等ニ而可罷出候節は御手形相願候次第も可有之哉旁難儀仕候間、何卒格別之以 御慈悲是迄之通江戸 御役所ニ而御上納物其外御用向相勤候様被仰付被下置度奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、一同難有仕合奉存候、以上

下総国葛飾郡

魚沼村

天保十四卯年二月 名主 佐源太
年寄 平左衛門
百姓代 三左衛門

(中略)

勝田次郎様

御役所

この願書は、下総国葛飾郡の魚沼・赤崎・飯沼・米崎・水角・下柳・上柳・金崎・上金崎・金崎村新田・栲・西金野井・吉妻村新田・小平村新田・新宿新田・大倉・米島・中野の18ヵ村の村役人連名で出されている。その後、5月3日に米島村三郎左衛門と水角村勘五郎から廻状が出され、「御陣屋御取建ニ付先達而御出役様より御呼出私共罷出候入用、并冥加金名前之願書持参出府遣共一先御相談之上御割合之程奉頼上」として、明4日に金崎村道善寺での参会を依頼している。

しかし、勝田次郎が6月28日で異動したため、その後のことは不明である。

2 幕府触関係の廻状

幕府から出された触を伝達した廻状は、毎年かなり頻繁に代官から出されている。これらの廻状には、触が1つだけ記載されている場合もあれば、1つの廻状にいくつかの触が記されて場合もあり、また、触以外のものとともに触が記されている場合もある。天保期の「御用留」に収録されている触を廻状の記載順に一覧にすると、表5となる。これをみると、1年間に伝達された触は、10件内外がほとんどであるが、最も多い年は天保14年の32点で、最も少ない年は天保10年の4件となっている。触の内容は、風俗・貨幣・産業等に関係するものをはじめ、寺社の勧化・鳴物停止・御尋者人相書等とかなり幅広い。また、金崎村新田の支配代官からの伝達される触に違いが認められる。

天保期の幕府の触については、すでに『御触書天保集成』⁷⁾、『徳川禁令考』⁸⁾、『牧民金鑑』⁹⁾、『幕末御触書集成』¹⁰⁾、等の資料集に多くは収録されている。しかし、土生津家の「御用留」に記載されている触と比較すると、これら資料集に見当たらない触もあり、また逆に、村に直接関係ある基本的と思われる触であっても代官から伝達されていない触もかなりあることがわかる。徳川幕府は天保期においても前掲の資料集に見られるように多くの触を出しているが、それらの触のうちどの触が村へ伝達されたのか、また、支配する代官により伝達される触に相違があるのか、等の疑問点も多く、今後他村に

表5 天保期「御用留」収録の触

伝 達 年 月 日			触 表 題	収録資料集
年	上金崎村	金崎村新田		
天保 2	2. 28	2. 15	ころふくれん・さらき等着用禁止に付き申渡 唐薬種荒物類売買に付き(2月) 葬式石牌院号居士等制限に付き(2月) 御尋者清蔵人相書(4月) 真字式朱判引替に付き(10月) 谷中瑞輪寺勅化御免(10月) 諸国高取調のため案文の通り一村限取調に付き	天保5107
	4. 23	3. 25		天保6522
	5. 4	5. 9		天保5551
	10. 晦			天保6408
	11. 9	11. .		天保6001
天保 3	12. 12	12. .	天保4523	
	正. 6	正. 7	天保4524	
	3. 晦	3. 20	天保6271	
	同	同	天保6270	
	5. 6	6. 8	天保6270	
天保 4	10. 24		天保6003	
	同		天保6002	
	12. 8	12. 8	天保4031	
	2. 27	3. 21	天保4532	
	4. 7		天保6313	
天保 5	7. 22	6. 28	天保6006	
	同	同	天保6005	
	8. 23	8. 20	天保6006	
	9. 21		天保6007	
	同		天保6064	
天保 6	2. 28		天保6165	
	2. 28		天保6067	
	4. 7		天保6202	
	5. 29		天保4087	
	6. 8	5. 6	天保6068	
天保 7	6. 23		天保6166	
	10. 17		天保6409	
	12. 6	12. 7	天保6069	
	正. 24		天保6099	
	2. 7		天保6167	
天保 8	5. 7		天保4670	
	6. 晦	6. 23	天保4747	
	同	6. 23	天保4572	
	11. .	9. 5	天保6410	
			天保6012	
天保 9	4. 7		天保6013	
	7. 晦		天保6011	
	同		天保4576	
	11. 19		天保6064	
	11. 24		天保6064	
天保 10	11. 27		天保6168	
	12. 10		天保6017	
	正. 6		天保6074	
	正. 25		天保6074	
	4. 3	閏4. 13	天保4426	
天保 11	閏4. 27	閏4. 27	幕末2-1680	
	同	同	幕末4-4015	
	5. 15		幕末4-4016	
	7. 13		幕末5-4694	
	7. 22	6. 22	幕末4-4017	
天保 12	8. 5	8. 4	幕末5-4434	
		10. 14	幕末5-4435	
		12. 8	幕末4-4089	
			幕末4-4090	
			幕末4-4090	
天保 13	2. 22	2. 19	上総国坂戸明神配札許可に付き(2月)	
	3. 27	2. 26	往来筋等旅人病人取扱いに付き	
	7. 30	3. 26	尾張大納言逝去に付き鳴物停止	幕末5-4404
	同		百姓共武芸稽古に付き(7月)	
	11. 15	11. 13	本所御蔵内御手紋種買納方に付き申渡(7月)	幕末4-4093
12. 3		古金銀等早々引替に付き(10月)		
		松平和泉守卒去に付き鳴物停止		

天保11	正. 25		御台様葬去に付き24日より普請鳴物停止	幕末2-957
	正. 27	正. 27	御台様葬去に付き普請鳴物停止期限(正月27日)	幕末2-960
	2. 27		通用銀不足に付き(正月)	幕末4-4094
	同		緋紋立のため檜等の実質受に付き(正月)	
	4. 4		古文字金早々引替に付き	幕末4-4095
	5. 9		暉姫君逝去に付き普請鳴物停止(5月8日)	
		5. 13	暉姫君逝去鳴物停止の中止	
	5. 21		村方所持の裁許絵図差出に付き(4月)	幕末5-4945
	9. 12		彦朱金通用停止に付き(7月)	幕末4-4096
	9. 20	9. 19	松平伯耆守卒去に付き鳴物停止(9月)	
	10. 25		関東筋川々御普請に付き(10月)	幕末5-4497
	同		古金銀真字式分判等引替に付き(10月)	幕末4-4100
	11. 24		仙洞院崩御に付き普請鳴物停止(11月24日)	幕末1-77
12. 10		諸国酒造高巳年以前の半高減に付き(11月)	幕末5-4383	
天保12	正. 20		古金銀引替残早々引替に付き(子11月)	幕末4-4101
	同		三州六所大明神勅化御免(子12月)	幕末2-1534
	同		本所羅漢寺勅化御免(子11月)	幕末2-1532
	閏正. 晦	正. 28	御蔵場野廻の者心得違いに付き	幕末2-2024
	閏正. 晦	閏正. 晦	大御所薨御に付き普請鳴物停止	幕末2-1006
	3. 17		愛宕本地堂勅化御免	幕末2-1535
	5. 20		御百々日相立鳴物解除に付き(5月13日)	幕末2-1065
	5. 14		諸国出銅・古地銅は銅座へ相廻しに付き(3月)	幕末4-4102
	9. 9		狂言・練・相撲等催し禁止に付き(9月)	幕末5-4743
	9. 7		諸国豊熟のため酒造三分一減石に付き(9月)	幕末5-4385
	11. 22		華美・高価の品禁止に付き(10月)	幕末4-4026
	同		芝居見せ物等停止に付き(10月)	幕末5-4744
	12. 24		質素後約・貯穀の儀に付き(12月)天明8年再触	
天保13	正. 19		異風の頭巾制禁に付き(丑11月)	幕末5-4581
	同		松垣回船積問屋仲間株停止に付き(丑12月)	幕末5-4253
	3.		利根川その外の本堤外に小土手築立に付き(2月)	幕末5-4503
	4. 18		野菜のもやし物・初物売買制限に付き(4月)	幕末4-4027
	7. 6		株仲間停止に付き(6月)	幕末5-4279
	同		無銘の包銀通用禁止に付き(6月)	幕末4-4109
	同		鴻巣勝願寺勅化御免(五月)	幕末2-1542
	同		廻米納人並びに上乘の者下宿に付き(4月)	幕末2-1752
	同		馬喰馬高価売買に付き(5月)	幕末5-4277
	8. 5		御蔵領鳥請負人手先・領差等取締に付き(6月)	幕末2-2028
	8. 17		歌舞伎役者三都狂言座の外他国稼禁止に付き(7月)	幕末5-4755
	同		似金銀銭拵候者・売捌候者取締に付き(6月)	幕末4-4110
	10. 18		通用停止の古金銀早々引替に付き(8月)	幕末4-4113
天保14	正. 5		村々風俗に付き(9月)	幕末5-4408
	正. 7		世上金銀貸借利足に付き(9月)	幕末5-4953
	同		泰姫逝去に付き鳴物停止(正月4日)	幕末5-4767
	同		無宿野非人旧里へ帰郷その他取計に付き(寅11月)	幕末5-4955
	同		金銀貸借不融通に付き	幕末6-5123
	同		異国船と紛らわしき帆の立方停止に付き(寅10月)	幕末4-4116
	同		古金銀真字式分判古式朱銀等引替所に付き(寅10月)	幕末4-4223
	同		諸国町場市場等の相場書に付き(寅10月)	幕末5-4288(1)
	同		領主地頭べ売同様の取計禁止に付き(寅10月)	幕末5-4288(2)
	同		荷主船頭共直待と唱べ売禁止に付き(寅11月)	幕末2-2030
	正. 25		拳場提調場内水鳥売買に付き(正月)	幕末5-4389
	同		諸国酒造出造出稼ぎに付き申渡(正月)	幕末5-4292
	3. 14		蛸殻灰立所差止に付き申渡	幕末2-1853
同		当四月日光参詣に付き(2月)	幕末2-1852	
同		日光参詣留守中の川船船手より船改に付き(2月)	幕末5-5073	
4. 17		唐物抜荷取締に付き(2月)	幕末2-1689	
同		諸国人別改方改正に付き(3月)	幕末2-1689	
同		諸国人別改方改正のために方村役人心得(3月)	幕末5-4698	
同		関八州内隠鉄砲取扱の者共に付き(3月)	幕末2-2105	
5. 25		御用勤め百姓町人共の御用の印等使用に付き(3月)	幕末5-4295	
同		朱・朱裏仲買の者差止に付き(4月)	幕末4-4039	
6. 9		国々在町の家作制限に付き(4月)	幕末2-1127	
7. 29		清水龍千代逝去に付き鳴物停止	幕末5-5026	
同		在々浪人者取締に付き(7月)	幕末5-4961	
同		切金廃止等金公事改正に付き(5月)	幕末2-1550	
同		諸国寺社相對勅化印状に付き(6月)	幕末5-4300	
同		菜種買上主法改正に付き(6月)	幕末5-4411	
同		関東在方風俗取締に付き(7月)	幕末4-3298	
9. 20		買日改所取締に付き(8月)	幕末2-1551	
同		嵯峨法輪寺諸国勅化	幕末3-3253	
同		盲人取締に付き(8月)	幕末4-4042	
9. 27		異服物其外巧物織出禁止に付き	禁前149	
12. 10		日光准后宮葬去につき鳴物停止(9月)	幕末2-1553	
同		野州宇都宮大明神勅化御免(閏9月)	幕末4-4122	
同		古金銀等引替残早々引替に付き(10月)	幕末5-4967	
同		公儀貸付主法替に付き(12月)	幕末4-3968	
同		馬喰町御用屋敷取扱貸付金に付き(12月)	幕末4-4046	
同		諸向御入用半減に付き(12月)		

(天保15年の「御用留」欠)

「天保」は『御触書天保集成』(岩波書店、1977)、「幕末」は『幕末御触書集成』(岩波書店、1997)、「禁前」は『徳川禁令考前集』(創文社、1978)、「牧民上」は『牧民金鑑上巻』(刀江書院、1969)、「牧民下」は『同下巻』。なお、数字は各資料集の資料番号で、「牧民金鑑」はページ数である。重複して収録のあるものは1つのみとした。

残る「御用留」と比較しながら検討しなければなら
ないと考えられる。

ここでは、今後の研究の参考とするため、
寺社の勧化、鳴物停止等の村政に直接関係のない触
と、以前に出された触が再度出されているものを除
き、前掲の資料集に収録されていない触について、
以下掲載したい。なお、触廻状の場合も他の廻状と
同様に、触のあとにある「右之通御書付候間、得
其意廻状村下ニ名主令請印早々順達留り村より可相
返候、以上」の文言は省略した。また、資料15につ
いては、『幕末御触書集成』にも収録されているが、
2条目が異なるため本稿に収録した。

資料12 (天保10年2月26日 山田茂左衛門)

往来筋脇往還其外在方通り掛り之旅人相煩、療
養を加候而も快方ニ不至、路用之貯も無之間送
届呉候様申聞候節、駕籠ニ而宿村送ニいたし右
病人在所へ返遣候儀ニ付而は是迄度々御触有之
処、右様之病人継来候節継出宿村より之送書付
ニ多分ハ病人頼之趣而已認有之哉ニ而、近来宿
村送病人多ニ相成候故歟、支配領主地頭江申立
差図を請候段、送書付ニ認無之分ハ継来候共請
取間敷候而最寄々々申合候場所も有之由ニ相聞
候得共、前々より御触之趣違失いたし、自己ニ
継出候は勿論其筋へ申立差図を請病人継出候而
も其旨添書江不認入分も可有之、右等は継出候
所之役人共不行届取計ニ而全病人不弁儀之処、
書付之文段ニ寄途中ニおゐて継送方遅滞および、
又ハ継戻候而は病人望を失ひ且ハ難儀可致儀ニ
付、以来は支配領主地頭へ申立候趣認無之候共、
送書付相添継来候病人は請取、食事服薬共無儀
略様心付次村江送遣し、万一疑敷子細聴と相知
候ハ、其所へ留置、不取逃様手当いたし可訴出
候、右之趣相心得可取計候

資料13 (天保十年七月三十日 羽倉外記)

申渡

本所相生町二丁目
佐野屋
利兵衛

右は本所御蔵内御手絞種買納方之儀、是迄深川
万年町橋本清右衛門并右利兵衛兩人ニ而為取扱
候処、此度清右衛門儀ハ差免、当亥より寅迄中
三ヶ年之間前書利兵衛へ申付候間、納方等之儀
都而去ル申年中申渡候通、菜種作増候儀ハ勿論

其余之分共最寄村々申合種取集、石数之多少ニ
よらず佐野屋利兵衛方へ可差出、且最寄之菜種
御買上相願候ものハ前同様可取計、尤是迄之通
菜種御買上之儀御代官江申立又ハ本所御蔵内油
絞所へ願出、直ニ同所へ相納候方弁利ニ存候も
のハ可為勝手次第之旨支配所村々江早々申渡、
いつれニも出穀相増候様可被取計候

右ハ越前守殿江伺之上申渡候間、関八州并伊豆
駿河国支配所村々江申渡、最寄私領江ハ御村
役人共より申通候様可被取計候

亥七月

資料14 (天保11年2月27日 羽倉外記)

一、檜山檜櫓茶之実より蠟絞立候儀ニ付、中村
八太夫御代官所武州荏原郡品川御殿山内住居
いたし候家城信七郎申立候趣も有之、同人手先
之もの木之実買受方として八太夫印鑑持参其方
共支配所村々廻村いたし候筈ニ付、老人童等農
業之暇有之節ハ右之もの江売渡木之実拾立、日
並宜敷時分干立信七郎手先之もの江売渡候様村
方之もの共江可被申渡候、尤権威ケ間敷義無之、
買請直段等之儀も不相当ニ無之様可取計旨信七
郎江申渡置候間、右之趣支配所村々之もの共寄
々可被申触候

右之通御書付候間写遣之候ハ、得其意候、以
上

子正月

資料15 (天保14年3月14日 勝田次郎)

一、日光 御参詣御留守中川船御船手より船改
之儀、江戸中船屋方より判鑑取置引合相改通し
候事

一、近国之獵船押送り船五大力并江戸廻之茶船?
船之儀は、昼夜共出入候故御船手より前方ニ不
残木札之判鑑渡し置、挑灯ニ印いたし違見合通
し候事

一、手負縄付并武具之類不相通候事

一、出家并女前髪有之もの其支配より手形取通候
事

右之趣被得其意、委細之儀ハ御船手相談支配所
江可被相触候

二月

表6 代官役所から上金崎村への廻状(触以外)

○は本稿に収録

年月日	内 容	年月日	内 容
天保 2. 正. 10 5. 22 5. 23 8. 5 8. 12 8. 11 9. 25 11. 5 12. 6	当卯村方諸帳簿差出に付き 当卯年貢割賦金納期に付き 田方植付後の余苗に付き 来春定式御普請所見分に付き 当卯林成年貢金納期に付き 去々丑廻米納方会所入用金に付き 当卯年貢江戸廻米の内小管納屋敷石数に付き 当卯年貢江戸廻米小管仮納屋敷に付き 当卯年貢并国役金其外取立に付き	8. 9 10. 10 11. 9 11. 17 11. 15 11. 15 11. 29	当戌年貢秋成金納期に付き 当戌廻米買納額に付き 当戌年貢江戸廻米納付に付き 当戌年貢廻米見分に付き 御用先触 当戌廻米見分に付き 当戌年貢并国役金其外納期に付き
天保 3. 正. 6 5. 12 8. 6 8. 14 8. 14 8. 19 8. 19 9. 5 10. 10 10. 26 11. 7 閏 11. 25	○当辰村方諸帳簿差出に付き 当辰年貢夏成金納期に付き 当辰年貢秋成金納期に付き 貯穀二十分下敷のため取調に付き 諸国高取調のため寺社額高帳差出に付き 江戸川通り川除樋御普請諸色地元請に付き 当辰年貢江戸廻米の内浅蔵粉納石数に付き 村内生蠶製候者名前取調普差出に付き 当辰年貢米納江戸廻米納付に付き 当辰年貢米買納代納期に付き 当辰年貢并国役金其外取立に付き	天保 10. 正. 6 2. 12 4. 11 5. 19 5. 19 8. 12 9. 18 10. 25 10. 晦 12. 15 12.	当亥村方諸帳簿差出に付き 庄内古川堀継普請組合村々仕越出金に付き 庄内古川堀継普請出金不納村に付き 当亥年貢夏成金納期に付き 去々酉年廻米出張所入用納期に付き 当亥年貢秋成金納期に付き 当亥年貢米の内納納石数に付き 夫食等拝借村のうち文化6年返納の村取調に付き 当亥年貢江戸廻米小管納屋敷御詰法に付き 当亥年貢并国役金其外納期に付き 庄内古川堀継米子奉仕越金入用の内村々立替出金に付き
天保 4. 正. 6 正. 6 正. 6 2. 27 5. 6 5. 15 7. 26 7. 22 8. 5 8. 14 9. 19 10. 19	当巳村方諸帳簿差出に付き 去卯年貢普濟目録引替に付き 一橋家勘定奉行飯田二郎領地村々廻村に付き ○酒造株希望者取調に付き 酒造株希望者有無届遅延に付き 当巳年貢夏成金納期に付き 当巳年貢秋成金納期に付き 宿駅困窮のため冥加希望者取調に付き 前々荒地の内起返地等見分増方増味に付き 前々荒地の内起返地等見分に付き追触 米価高値のため在方白米廻に付き 当巳年貢米納江戸廻米納付に付き	天保 11. 正. 6 2. 27 5. 8 8. 8 9. 12 10. 3 11. 11 12. 4	当子村方諸帳簿差出に付き 関東筋川々内郷用悪水路共藻草等刈払いに付き 当子年貢夏成金納期に付き 当子年貢秋成金納期に付き 安永年中荒地引有の村々割付差出に付き 当子廻米高の内納納割合に付き 夫食種代農具代等返納請書差出に付き 当子普濟年貢納期に付き
天保 5. 正. 6 5. 15 5. 15 8. 12 8. 28 9. 朔 9. 27 10. 26	当午村方諸帳簿差出に付き 当午年貢夏成金納期に付き 去々辰年貢普濟目録引替に付き 当午年貢秋成金納期に付き 去卯年浅草御蔵納方会所入用納期に付き 当午年貢江戸廻米納付に付き 当午年廻米増方に付き 当午年貢江戸御蔵納付に付き	天保 12. 正. 7 2. 2 2. 21 3. 4 5. 20 7. 8 8. 16 9. 19 9. 28 10. 18 10. 21 11. 朔 11. 5 11. 12 11. 9	○当丑村方諸帳簿差出につき 去戌廻米納出張所入用につき 当丑村方諸帳簿未差出の村有るに付き 村々役人印鑑印影差出に付き 当丑夏成金納期に付き ○風俗取締請印差出に付き 当丑秋成年貢納期に付き 村々高家数人別村役人役料其外取調に付き 当丑廻米の内浅草御蔵粉納割合に付き 当丑廻米納納期に付き ○菜種作付奨励のため作付反別取調に付き 年貢米の内御廻納に付き 当丑普濟年貢金納期に付き 無宿平太郎殺害犯人取調に付き 文政小判茗分判引替に付き
天保 6. 正. 6 3. 晦 5. 21 閏 7. 28 閏 7. 28 8. 10 8. 27 7. 28 11. 8	当未村方諸帳簿差出に付き ○醬油粕手紋に付き 当未年貢夏成金納期に付き 年貢秋成金納期に付き ○菜種作増の作付反別石数差出に付き 田方検見廻村に付き心得 田方検見先触 当未取調飯免状相渡に付き 当未年貢江戸廻米納付に付き	天保 13. 正. 7 4. 28 5. 18 7. 18 7. 23 8. 17 9. 7 11. 12 11. 晦 12. 13	当寅村方諸帳簿差出に付き ○村入用減方に付き 当寅夏成金納期に付き ○油絞御用菜種置上に付き 貯穀有高改并当寅秋刈穀増石数取調に付き 当寅秋成年貢金納期に付き 当寅物成米粉割賦に付き 当寅廻米粉割賦に付き 当寅年貢普濟金納期に付き 村々諸取納向請書差出に付き
天保 7. 正. 6 5. 18 5. 18 5. 22 6. 8 8. 10 8. 22 8. 22 8. 25 9. 7 9. 8 10. 6 10. 14 10. 15 10. 24 11. 13 12. 3 11. 27 12. 7 12. 10	当申村方諸帳簿差出に付き ○無頼無宿取締に付き 当申年貢夏成金につき ○去未年中作付申渡の菜種置上に付き ○深川橋本清右衛門・本所佐野屋利兵衛へ菜種買納方申付に付き 御用に付き先触 当申年貢秋成金納期に付き 去々午年貢廻米懸出張所入用納期に付き 田方内見帳差出に付き 田方検見廻村に付き心得 田方検見廻村に付き先触 当申年貢江戸廻米納付に付き 御用に付き先触 臨時御普請場所見分に付き 当申取調飯免状相渡に付き 御普請仕立方に付き 下総国絵図調に付き 当申年貢江戸廻米納付に付き 妾死人取調に付き 当申年貢并国役金其外納期に付き	天保 14. 正. 7 正. 18 2. 2 3. 14 4. 8 4. 9 5. 9 5. 14 5. 14 5. 19 5. 21 7. 26 7. 26 8. 29 9. 3 9. 7 9. 25 閏 9. 閏 9. 閏 9. 26 10. 朔 10. 23 11. 2 10. 22 11. 19 11. 21 11. 26 12. 2	当卯村方諸帳簿提出に付き 貯穀近日見分に付き 貯穀見分のため廻村に付き ○語色直段引下方に付き 日光参詣のため村方取納向申渡あるに付き 今般廻村につき ○菜種作増のため反別取調差出に付き ○年貢運納村方取締に付き 当卯年貢夏成金納期に付き ○村々村入用取調のため村入用帳差出に付き ○廣閑稼者共の商諸色直段并諸職人手間賃等引下直段差出に付き 村々へ申渡あるに付き ○御取調筋書其外改正に付き 当卯秋成年貢金納期に付き ○今般御料所改革のため勘定方廻村に付き 来辰春御普請場所取調に付き ○村々当卯田方検見等のため廻村に付き 田方検見のため廻村先触 ○御料所改革取調中止に付き ○馬喰町御用屋敷取扱貸付金主法改革に付き申渡 当卯年貢の内納納高に付き 村々当卯免増のため出頭に付き 当卯廻米取調のため河岸出し禁止に付き 当卯納納納期に付き 当卯春江戸川通堤川除定式御普請諸色代納に付き 当卯年貢金納期に付き 村々当卯廻納着船なく等閑に付き 当卯年貢米関宿城詰米仰付られ俵拵等に付き 村々関宿城詰米日割に付き
(天保8年 御用留なし)			
天保 9. 正. 6 正. 25 3. 15 3. 19 4. 10 閏 4. 24 5. 13 7. 26	当戌村方諸帳簿差出に付き 年貢納金別金包不足に付き 関々御料所村々巡見方廻村に付き 庄内古川堀継入用残分納期に付き 西丸御普請御用木津出場所取調に付き 近々巡見通行に付き 当戌年貢夏成金納期に付き 凶作のため昨年中施しを受け候者取調に付き	閏 9. 26 10. 朔 10. 23 11. 2 10. 22 11. 19 11. 21 11. 26 12. 2	

3 定例的な廻状

触のほかに代官から村に出された廻状は、表6のとおりである。これからわかるように年により出されている廻状の数もかなり異なり、内容も広範囲にわたっている。内容からみると、年貢諸役・川普請等に関して毎年定例的に出されている廻状と、触にもとづく具体的施策や特別の取調等のために出されている廻状との二つに大きく分けられる。

まず、定例的な廻状からみていくことにしよう。

最初に年の始めに出される廻状がある。これは、その年の宗門人別帳等の帳簿や必要書類の提出を命じる廻状で、毎年正月10日までに各支配代官から必ず出されているが、各代官により文言は多少違いがある。うち最も長文のものは、天保3年に羽倉外記から出されたつぎの廻状である。

資料16 (天保3年正月6日 羽倉外記)

其村々当辰宗門人別帳・五人組帳・鉄砲証文帳
并去卯年夫錢帳共来三月十五日可差出候

- 但、出生・死失・欠落其外出入人数増減差引帳巨細ニ取調、是又五人別帳一同差出可申候
- 一、当辰年貯穀出穀返納小前帳共、已来十一月十五日迄ニ可差出候
- 一、定免年季明并新規相願候村々は増方之趣取調、二月十五日限可差出候
- 一、小物成諸運上之類新規稼相願候分有之候ハ、来二月十五日限可申出候、右類当辰年季明諸稼相願候分は十月十五日迄ニ可申出候
- 一、前々荒地之内当辰年起返之場所并是迄起返取
下相成候内当直免直増可致場所、其外畑田成場
新規御高入見取場等ニ可相成地所有之ハ取調、
小前帳相仕立、来二月十五日限可差出候
- 一、内郷定式川除込樋御普請相願候村々ハ八月十日限可差出候、ヶ所附帳絵図一同相添可申出候
- 一、御林有之村并最寄村ニ而は猥ニ野焼いたす間敷候、野焼いたし候節境刈等いたし、精々念入不束之趣無之様可致候、且木薄之場所は(勿論脱)御普請木伐取并立枯風折野火枯等相成伐取候跡へは悉ク苗木植付可申、其外御林并木添百姓持山等伐取候節は其段申出見分可請候
- 一、御林廻り又は往還道添等有来之境目紛しからざる様々々心付、聊ニ而も切込切崩候様改間敷候、且又道橋并用悪水路等ハ農業手透之節申合、無油断手入いたし成丈破損不及様可致候、且水

行差障ニ相成候ハ、并木は相互ニ申合伐払可申候

- 一、前々御法度之儀弥堅可相守候、別而博奕賭之諸勝負致間敷候趣度々被仰出も有之事ニ付、小前末々之もの迄聊ニ而も右様之儀相携申間敷候、若等閑ニ相心得勝負事等いたすもの有之は早束申立候様可致候、召捕吟味之上御仕置可申付候
- 一、出所不知もの罷越宿等相頼候而も堅相断、たとへ一夜たり共差置申間鋪候
- 一、前ヶ条之趣村役人は別而厚相心得、実意之取計村内不取締之儀無之様入念可申候、若心得違之儀於有之は急度相糺御咎可申付候間其旨可存候
- 右之通相心得村役人其外重立候ものハ不及申二、小前末々ニ至迄も為申聞、廻状村下名主令請印、早々順達留より可相返候、已上

辰正月六日 羽倉外記役所

最も簡単なものは伊奈友之助からの天保12年の廻状である。

資料17 (天保12年正月7日 伊奈友之助)

其村々当丑春宗門人別五人組帳并村入用帳共是迄之振合ニ認、三月五日限り可差出候

- 但、出生・死失・欠落・出人・入人取調、宗門帳一同可差出候
- 一、当丑定免年季明并新規定免相願候村々ハ無相違書付可差出候、且諸運上物年季切替等是又一回可差出候
- 一、荒地有之村々ハ致出情可起返候
- 一、田畑ニ差障候木陰相互ニ申合、木陰伐可致候
- 一、用水路之儀春手透之内無油断普請可致候
- 一、去去年御鷹方水夫人足小手形有之村々ハ右日限迄ニ可差出候
- 一、貯穀拝借年賦去去年詰戻并出穀いたし候分共、右日限迄可差出候
- 右之通相心得廻状村下令請印早々相廻、留り村より可相返候、以上

卯正月七日 伊奈友之助役所

羽倉外記のものと比較するとかなり短文であるが提出書類の内容に違いはない。ただ羽倉外記の場合には、書類だけでなく法度や御林等についても指示を与えている点に特徴がある。他の代官の廻状も、羽倉外記のものほど詳細でないが、提出書類のこととともに法度や御林等について記している。

年貢関係では、5月に夏成金、7月から8月にか

けて秋成金、9月に年貢米の割付、それにとまなう諸入用の負担金、そして年貢米の納入方法についての廻状が毎年定期的に出されている。また、定期的なものではないが、大風雨・洪水のために凶作となった6・7・9年には、検見に関係した廻状も多く出されている。

普請関係では、8・9月に来春の定式普請の見分に関する廻状が出されるのが普通であるが、天保7年に大雨等で洪水がおきた際には臨時の普請に関する廻状も出されている。

4 政策にとまなう廻状

定例的に出された廻状以外についてみると、幕府の政策にとまなう代官からの具体的な指示等の廻状がある。これに類する廻状は、天保2年のように全くない年もあれば、天保14年のように多数出されている年もあり、年により大きな相違が見られる。内容的には、上金崎村の支配を考えるだけでなく、この時期の幕府支配のあり方をみるうえにも興味深い資料が含まれている。そこで注目されるものついて、時代を追いながら紹介したい。

天保6年までの廻状は、点数も少なく、注目できるものは以下の3点である。

資料18 (天保4年2月27日 羽倉外記)

此度関八州上酒御試造上ヶ株之分、御料私領寺社領之無差別御貸渡之儀被仰出候間、勝手造中増石又は無株ニ而酒造いたし当時相休居難儀いたし候もの有之候ハ、御貸渡ニ可相成候条、望之もの有之候ハ、御貸渡可相願石高并名前共取調早々可申出候、尤願人へ鑑札相渡候間年々冥加金三分宛上納いたし、積金初年計百石ニ付金拾両宛差出金いたし、鑑札上ヶ之節は右株金御差戻しニ相成候条、其旨可相心得候

資料19 (天保6年3月晦日 羽倉外記)

此度醤油粕御手絞之儀、山田茂左衛門御代官所武州八右衛門新田善兵衛と申もの江受負方被仰付候間、醤油粕御買上ヶ直段并右粕製法方等之儀同人より及懸合候ハ、粕直段之儀ハ勿論都而相当之儀無之可及対談旨、支配所武蔵・安房・上総・下総・常陸国村々醤油稼之もの江早々可申渡候

資料20 (天保6年閏7月28日 羽倉外記)

村々菜種作増之儀、追々書物ヲ以申出候趣ヲ以御勘定所へ申立候処、右様之儀ニ而は御取用難相成、猶厚キ御趣意之程弁別いたし格別出情作増候様可申渡旨再応被仰渡候、右ハ一般之儀ニ而格別作付方出情不致候而ハ迎も難相済候条、得其意是迄菜種作付いたし来候分ハ作来候外精々相増候様可致、手前遣少分作付いたし候歟、又ハ地味相当不致趣申立有之分ハいつれニも畑毛付反別之凡三厘通、たとへハ拾町歩之場所は三反歩迄は是非仕付候心得ヲ以、右目当より仕付反別相進候様申合、村々仕付方取極凡壹反ニ付菜種何斗位と申、取揚高目当ヲ付反別石数共相認最奇申合、惣代ヲ以当八月十五日迄無相違可差出候

資料18～20ともに産業関係の廻状である。とくに資料20は、天保5年12月に送られた菜種作奨励の触¹¹⁾にとまなう具体的な指示であり、興味深い。

天保7年以降になると、廻状の数も増えてくる。

資料21 (天保7年5月18日 羽倉外記)

無宿共長脇差を帯又は鑓鉄炮等を持歩行在々等ニおみて及狼藉、或ハ右を見まね百姓町人共之内ニも長脇差を帯同様之所業及び候もの之儀ニ付而ハ、去ル戌年敵敷被仰渡悪党共敵科ニ被所、無頼無宿之党難可相成候処、年を経候に随ひ相弛候趣ニ付、尚又此度取締方嚴重被仰渡候条村役人共は勿論小前末々迄も難有相心得村内取締方敵敷申合、右体無宿之もの差置間敷儀は勿論、第一博奕賭之諸勝負は家業を怠り候のミならず、酒食等ニ金銭遣捨取統方ニも差支候得は居村住居も不相成、自ら無宿ニ成悪党共ニ相交終ニは重キ御仕置等ニ相成候ハ顯然ニ付、尚此上小前末々迄も厚教諭いたし村役人共も相互ニ心附朴素之風儀相守、日待等ニ而も猥ニ深更迄多人数寄合候儀不致、都而取締之儀無之様可致、若此上申渡之趣不相用行跡不宜ものハ風聞之趣ニても聊無用捨召捕、敵敷可遂吟味候条、得其意村役人共より能々申聞際立取締方行届候様可致候、万一村役人共申聞をも取用不申ものも有之は是又早速可申出候

資料22 (天保7年5月22日 羽倉外記)

去去年中作付申渡置候菜種之儀、御買上可差出分同年書出し候は見込迄之少石数ニ付、尚出精

成丈石数多相納候様村々申合積合石数揃次第早々可積廻候、着船之上繩吹江戸迄運賃共見込直段可申立候、其節手本菜種少々可差出候、尤右之内性合違候分は直段も相違いたし可申手本も引分可差出候

- 一、菜種着船之上ハ油絞所ニおゐて出方絞様シ之上申立、直段相当之分は申立直段ヲ以御買上ニ可相成、若不相当之分は油出方ニ准シ直段吟味可有之条、其段相心得、時相場不相当之儀無之様可致候

資料23 (天保7年6月8日 羽倉外記)

深川万年町壱丁目
松本清右衛門
本所相生町式丁目
佐野屋利兵衛

右兩人此度菜種買納方申付間、其旨相心得当申年作増候分は勿論、其余之分共最寄村々申合菜種取集、石数之多少ニよらす見本種袋江入、相場并惣代之もの居村名右之袋ニ認メ、兩人之内へ可差出、且最寄之菜種買御買上相願候ものも前同様取計、尤是迄之通菜種御買上之儀御代官へ申立、又は本所御蔵御構内油絞所へ願出、直ニ相納候方弁利ニ致し候ものは可為勝手次第之旨、支配所村々江早々申渡、いつも出穀高相増候様可被取計候

資料21は風俗取締の廻状で、資料22・23は菜種買上関係のもので、資料22は前年に出された菜種作付奨励策に関連しての菜種の積送りや買上方法を指示している。資料23は菜種の買上商人2名の指定であるが、前項の資料13でみたように天保10年には1名に変更されている。

天保の改革の始まった天保12年以降になると、次のような廻状がある。

資料24 (天保12年7月8日 伊奈友之助)

近来諸向風俗取締不宜趣今般重キ御沙汰有之候、近来在方之儀も不宜風俗押移、家作・衣類・食物等ニ至迄百姓不似合之体ニ相成候儀も有之哉ニ相聞候間、内々取調之上取締等急度及沙汰候筋も可有之候条兼而其旨相心得、右不及沙汰内銘々聊ニ而も如何と心付候筋速ニ相改候分は致用捨遣候儀も可有之間、住居・衣類・食物等ニ至迄前々より被仰渡之趣を以古来之風儀ニ相復、五人組帳前書之趣急度相守可申候、尤諸触書村

役人限ニ致し置、小前へ不申聞村方も有之哉ニ相聞不埒之至ニ候

資料25 (天保12年10月21日 伊奈友之助)

菜種御用之儀有之間、是迄作来候場所は勿論曠野田畑之障無之場所へ蒔付、尤菜種は晩春ニハ刈採候品故田方へ植付候而も早稲植付ニ差支も無之、左候得は両毛作ニ相成村為ニも相成、畑地之儀も菜種は余勢之心得ニ而麦作之障ニ不相成様、流作場其外荒地等見計ひ蒔付候ハ、村方融通ニも可相成儀ハ勿論、右菜種は年々時相場を以御買上相成候間、出情作増いたし候様去ル午年中被仰渡候処、申年は御買上石数相進候得共其後は年々石数相減、不作之年柄は専ら食用之品作付候故無余儀筋ニ候処、去子年以来は作方相応ニ而別而当年は豊熟之趣ニも相聞候間、一際菜種作増来寅年より年々菜種作高格別相進候様可致候

資料26 (天保13年4月28日 伊奈友之助)

今般追々被仰出候御趣意之趣其度々相触置中ニも、村入用之儀は兼々厚御世話も有之候得共兎角かさみ勝ニ而、当春差出候村入用帳之儀も中ニは際立候減方も不相見村方も有之、右は難有御趣意をも疎略ニ相心得候故之儀と相聞、従来之仕癖ニ而一概ニ仕法立直し兼、又は大郷ニ而村役人共申合不行届哉ニ相聞不埒之至ニ候、右ニ付出役之もの差出取調候条以来は可様ニ取計、是迄よりいか程之減ニ可相成と之儀委細取調置可申、たとへハ鎮守祭礼入用を始可成丈省略いたし候廉々并村役人出府雑用等是迄何程之取極ニ候処、いか程ニ減し候と申儀村々見居を付減方勘弁可致事

- 一、村役人役料之儀は前々仕来ニ而夫々取極有之候処、中ニは役高となへ当人所持高ニも不拘何石と極置、村入用其外高掛物等迄も除来候村々も有之不相当之事ニ候、去々子年相触置候通弥右之仕癖改候様可致事

- 一、村方諸勘定其外取調として寄合候節、多分之内入用相掛候村々も有之、筆墨紙料は格別寄合候もの共飲食いたし右入用相割候儀以外之不宜事ニ候、以来村役人其外立会候もの共弁当持参いたし、右等之内入用一切相懸申間敷事

- 一、勸化奉加其外種々之物貫へ施し候入用多分村

入用ニ割合候村々も有之、右は銘々之心持次第之儀ニ而然ルを村役人取計差遣し置、追而一同之村入用ニ組込候而は困窮之小前中ニは今日を漸過行候程之もの迄も自然持高掛り等ニ相成、差出候儀は不相当之事ニ付相改候様可致事

一、村々ニ差置候地借店借之もの人別不慥なるものは無之筈ニ候得共、万一身元不穿鑿ニ而風俗不宜もの等有之候而は不相成候間、夫々相糺置追而取締出役之もの廻村之節可申立事

一、御囲穀有之候村方は勿論一統貯穀之儀も相改候条其旨相心得、且兼而申渡置候貯穀囲増之儀も当年より何程宛囲増いたし候積取極置、出役廻村之節申立候様可致事

右之通相心得、近々出役之者令廻村諸事取締向厳敷申付、御法度筋之儀は勿論都而風俗をも相正候積其節委細可申達候得共、前条村入用其外之儀は村々ニおるても得と評儀いたし置、廻村之節手間取さる様可申立候

資料27 (天保13年7月18日 伊奈友之助)

油絞御用菜種此節御買上有之候ニ付、菜種所持之者有之候ハ、御買上可被仰付間、浅草御蔵迄持運上納之積を以石数并直段書付并見本種相添早々可申上旨被仰渡候間、最寄私領所之分江も及通達御買上石数相懸候様可致候、右有無共最寄村々申合、惣代を以来ル晦日迄ニ可申立候

資料24は風俗取締り、資料26は天保9年に出示された村入用の減方の指示と関連したもので、より具体的な内容となっている。資料25は菜種作の再度の奨励で、資料27も菜種買上に関する廻状である。

天保の改革の中止となる天保14年には、他の年と比較してかなり多くの廻状が出されている。

資料28 (天保14年3月14日 勝田次郎)

諸色直段引下方之儀江戸市中は追々厚御世話も有之候ニ付、在方之儀も諸色直段引下候様去寅六月同九月中御触之趣を以先支配より申達置候ニ付、農間稼いたし候もの共追々諸色直段引下可申候間、別紙案文之通此度御趣意ニ付引下候直段取調、当人并組合村役人連印を以早々書出、直段引下候趣店先又は宅前等江も張出し置可申候、尤米穀・酒・油・紙・太物・荒物・炭・薪等之諸色直段は勿論、質屋稼之ものは利下ケ、河岸場船持之もの共は運賃はしけ蔵舗世話賃其外作奉行機織女給金諸職人手間賃等ニ至迄引下

候分早々書出可申候、且在方之儀ハ江戸表と違農業専一ニ心懸、新規之商稼等相始候儀は弥以難相成条、心得違無之様村役人共精々見廻取締可致候

資料29 (天保14年5月9日 勝田次郎)

菜種御用之筋有之去ル午年被仰渡之趣を以、猶又此度作増之儀被仰渡候間、是迄作来候場所は勿論田畑之末々荒地其外川縁等ニ至迄水行之障無之場所を見立菜種蒔付、尤菜種之儀は晩春ニは刈仕舞候品故、田方仕付候而も早苗植付ニ差支無之、左候得は両毛取上村々為筋にも相成、畑地之儀も菜種は余勢之心得ニ而麦作之障不相成様、流作其外荒地等見計蒔付候ハ、百姓共金銀融通にも可相成義勿論、右菜種年々時相場を以御買上相成候間、厚相心得出情作増可致候、依之其村々菜種作増世話方出穀取集之儀岩名村新兵衛江申付候条、得其意諸事同人江談合、当卯年より菜種格別作増、来辰年より出穀いたし候積来ル八月十日迄作増、反別出穀高とも村限書付世話方之もの江取集可差出候、併先達而は村々之内心得違ニ而作増不致、他所より買入其村出穀之姿を以相納候場所も有之趣ニ相聞、今般右体之儀有之候而は不宜事ニ候間、実意ニ作増行届可申反別取調書出可申候

資料30 (天保14年5月14日 勝田次郎)

御年貢米金納方之儀大切之事とは銘々相心得可罷在候得共、兎角従来之仕癖ニ而滞滯いたし候村々も有之候故、無抛取立出役をも差出候様相成不可然事ニ候、追々被仰出候趣も有之御年貢納方等之儀は惣体之取締にも相拘り候事ニ而、去寅年豊田郡原村組頭林蔵義御年貢滞滯および不埒之取計ニ付伺之上御咎申付候条、以来御年貢米金納方等は別而大切ニ相心得、触日限以前にも相納、取立出役不請様可致候、御年貢滞滯いたし候程之村方は平日取締も如何可有之哉ニ付、若此以後遅納および候村方も有之候ハ、急度遂吟味候条、兼而其旨相心得可罷在もの也

資料31 (天保14年5月19日 勝田次郎)

其村々村入用之儀ニ付取調有之候間、寛政九巳年・同十辰年・同十一巳年・文政元寅年・同二卯年・同三辰年・天保元寅年・同二卯年・同三辰年并去々丑年・去寅年都合拾壹ヶ年分村入用

帳取揃来ル六月十日迄ニ可差出候、且右拾壹ヶ年之内譬は助郷人馬雇上賃銭、又は御取締組合親村へ差出候入用、御鷹方野廻休泊ニ付入用等之類自然先前より之仕癖ニ而村入用帳ニ洩来候入用も有之候ハ、右之分は別帳相認可差出候、認方之儀は村入用帳之通一打廉書ニ相認、寄を付可差出候、右之外ニも表向村入用ニ書出兼候内入用等有之候ハ、是又不隠置右別帳之内江書出可申候

資料 32 (天保 14 年 7 月 26 日 平岡文次郎)

定免村々年季中之分は先ツ其尽ニ居置、当年之儀は見様のため一村限立毛見分いたし、出合可取調旨被仰渡候間、耕地絵図相添内見帳早々取調差出可申候

- 一、反高并見取場・流作場等之儀、年季相立地勢相易本田同様相成候場所、水行障無之分其外切添切広之場所有之村々は聊ニ而も取調、一筆限半紙帳ニ認絵図面相添御高請之儀早々可申上候但、切添切開キ之分愚昧之百姓共御定も不相弁、隠置候分此度発明いたし有体於申立は御改革之際ニ付御有免可有之条、心得違無之様事實之場合不取失様相心得早々可申立候
- 一、定免本田畑免上并新田場之儀、年来相立地位立直候類下免相成居候分地位相当ニ免増いたし、耕地絵図并小前帳半紙帳ニ認早々可申立候右は御取箇筋其外御改正被仰渡、右掛り御勘定方無程廻村も可有之哉ニ付、右取調として近々出役差出候間、前書之趣得其意小前末々まで不洩様申聞、定免村々ニ而も田畑取下場免上且検見取村々ハ畑方而已同様免上、反別取調来月五日迄無相違可申立候

資料 33 (天保 14 年 8 月 29 日 平岡文次郎手代) 覚

- 一、当年定免年季中村々は先達而相触置案文之高反別帳
村絵図
㊦ 耆袋
- 一、当年検見請候村々は
内見帳
村絵図
㊦ 耆袋
但、検見村々は取下場并荒地其外反高流作場

等其々小前帳耆冊宛添可差出候

右は今般御料所御改革被仰出御勘定方廻村被致候ニ付、文次郎支配所内は附添として我等出役致居候間、先達而相触置候通得其意、村々前書帳面絵図面共急速取調、我等旅宿江早々差出可申、勿論取調方相分り兼候村方も有之候ハ、割付其外諸書物持参急キ罷出、帳面出来候上ニ而御勘定方御見分御調可相請候、村々役人不参不相成様致度候

資料 34 (天保 14 年 9 月 7 日 平岡文次郎)

其村々当卯田方検見并定免年季中之分は刈様として来ル十一日江戸出立、東西葛西領村々手始ニ而廻村有之候間、田毎ニ建札致し置、春法之節可入品々用意いたし、見分之節は村役人共村境へ出迎不洩様田毎ニ案内可致、無益之人足等差出申間敷候

- 一、内見合附帳之儀、検見并定免村々不拘一村毎田主立会有体可書出旨触置候処、今以不差出村方も多く有之等閑之事ニ而差掛候而は差支候間、来ル十八日迄無相違役所江持参可差出候
- 一、泊村旅宿取繕は勿論一汁一菜之外馳走ケ間敷儀決而致間敷候、御定之木銭・米代を以相賄余計之村入用等相掛申間敷、昼飯之儀は泊村より弁当持参行懸遣候間、其旨可相心得、尤泊割之儀は追而可申達候

資料 35 (天保 14 年 閏 9 月 平岡文次郎)

先達而御料所御改革之儀被仰渡之趣夫々申渡置候処、今般猶又右御改革取調之儀御差止被仰出候ニ付御勘定方等帰府定免村々刈様ハ相止、耕地絵図小前帳等ハ不及差出、尤荒地起返下免取下場切添切開又ハ畑田成之場所都而不取ㄮ之筋無之様支配役所ニおるて可相糺ハ当然之義ニ付、追々自分并手附手代共廻村見分之上夫々相当免増、其外取調候分迄何事も不残相止候訳ニハ決而無之候間、心得違不致、前書被仰出之趣厚難有勘弁弥万端正路ニ支配役所之吟味受可申旨之事ニ候条、可得其意也

資料 36 (天保 14 年 閏 9 月 平岡文次郎)

馬喰町御用屋敷取扱御貸附金御主法御改革去寅年を限元高半分棄捐半分無利足、納方之儀は年割通取計、利金納方五ヶ年不至分は是迄之納高

を以上納積、尤五ヶ年上納方相済候ハ、是又元高半分棄捐たるへく旨被仰出候ニ付、右御貸附金拝借有之分棄捐無利足相成候ニ付而は証文書替方并向後納方割合等之儀、右御貸附役所江可相伺候、右証文書替ニ付村方之者印鑑当役所江可差出候、右之趣申渡間右貸附金拝借有之村々ハ印刷持参早々可罷出もの也

資料28は農間稼者の諸色引き下げ直段の取調べを命じたものである。資料29は資料25に引き続いたの再度の菜種作奨励であり、資料30は年貢米金の納方の遅滞に関して、遅滞者の処罰例をあげ、今後遅滞のないように記している。資料31は天保9年以降出されている村入用の減方の廻状と関連していると考えられるが、村入用取調のため村入用帳の提出を命じた廻状である。資料32・33・34・35は御料所取箇改正に關したもので、資料32・33が検見廻村のための耕地絵図・内見帳等の提出を、資料34が案内等の準備を命じた廻状であり、資料35は取箇改正の中止を申渡している。資料36は、当時困窮した旗本や御家人を救済する目的で幕府が天保14年5月からおこなっていた馬喰町御用屋敷取扱いの貸付金の主法替えを通知したものである。

おわりに

以上、土生津家文書の天保期の上金崎村「御用留」の中から代官の廻状について紹介した。

これらの廻状には、代官の交替の際に出されるものような恒例的な廻状や、年貢等の割付のような毎年定例的に出される廻状もあるが、天保期の時代を反映した興味ある廻状も多数含まれていることがわかった。たとえば、代官在陣令にともなう代官の村への指示の廻状、また、代官から伝達された触のなかには現在刊行されている資料集に収録されていない触もあった。そして、代官から村へ具体的に指示した廻状のなかにも、風俗取締、菜種作奨励、村入用減方、御料所取箇改正等に関連した廻状があった。

戦後、幕府の農村支配の研究はかなり進み、多くの成果があげられている。しかし、具体的に幕府直轄領の村々で、幕府の政策がどのように伝達され、実施されていたかについての研究はあまりなかったように思われる。本稿では、上金崎村の「御用留」を例にみてきたが、今後は他村に残る「御用留」との比較、あるいは幕府側に残されている史料と村方

に残された史料の比較を通じて、幕府の農村支配の実態を解明していきたいと思う。

註

- 1) 森安彦「「御用留」の性格と内容(一)―武州荏原郡上野毛村「御用留」の検討―」『(国立史料館)史料館研究紀要』19号、昭和63年3月。
- 2) 日本思想体系36「荻生徂徠」『政談』352ページ。
- 3) 近世史料所在調査報告10『土生津家文書目録』埼玉県立浦和図書館、昭和49年12月。
- 4) 大口勇次郎「天保期の御用留(一)～(四)」『茅ヶ崎市史研究』4・6～8(1980年3月、1982年3月～1984年3月)。森安彦「「御用留」の性格と内容(三)―武州荏原郡上野毛村「御用留」の検討―」『(国立史料館)史料館研究紀要』第22号(平成3年3月)、「同(四)」『同』23号(平成4年3月)。秦野市史史料叢書2『幕末・明治の御用留』。『大田区史(資料編)平川家文書』大田区、昭和50年、「御廻状留帳」『青梅市史史料集』第29号～第31号、青梅市教育委員会、昭和56年～58年。朝霞市史史料集『膝折宿御用留(一)』朝霞市教育委員会、平成13年3月。
- 5) 小野文雄校訂『地方大概集』(1981年、中央社)187ページ。
- 6) 滝川政次郎校訂『牧民金鑑』(1969年、刀江書院)83～84ページ。ただし、勝田次郎の名前は見当たらない。
- 7) 高柳真三・石井良助編『御触書天保集成』(1977年、岩波書店)。
- 8) 石井良助校訂『徳川禁令考』(1978年、創文社)。
- 9) 注2と同。
- 10) 『幕末御触書集成』(1971年、芸林社)。
- 11) 前掲『牧民金鑑』438ページ。